

深谷市地域生活支援拠点等の機能を担う事業所 について（ガイドライン）

深谷市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱（以下「要綱」という）に基づく、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の申請手続きについて案内いたします。

目 次

1	深谷市地域生活支援拠点等整備事業について	1
2	地域生活支援拠点等の機能について	2
3	申請により算定が可能となる加算について	5
4	申請の手続きについて	8
	参考資料 1（事業所の届出の手順）	11
	参考資料 2（運営規程記載例）	12

令和7年4月1日版

深谷市役所障害福祉課

1 深谷市地域生活支援拠点等整備事業について

地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図るもので、具体的に2つの目的を持ちます。

○緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び、短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

○体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

深谷市では、地域生活支援拠点等について、地域における複数の事業所が分担して下記の（１）～（５）の機能を担う体制の「面的整備型」をイメージして整備を進めます。

（１）「相談」の機能

緊急時の支援の見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能

（２）「緊急時の受け入れ・対応」の機能

短期入所等を活用した緊急時の受け入れ体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等必要な対応を行う機能

（３）「体験の機会・場の提供」の機能

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

（４）「専門的人材の確保・養成」の機能

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者などに対し、専門的な対応の体制確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

（５）「地域の体制づくり」の機能

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

深谷市では、要綱に基づき、運営規程に拠点等の機能を担うことを規定し、市に申請していただくことで、後述の該当する加算を算定することができます。

2 地域生活支援拠点等の機能について

(1) 「相談」の機能

① 「相談」機能の具体的な内容

緊急時の支援の見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能

② 「相談」機能を担うことができる事業所とその役割

事業所	役割	備考
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の支援が見込めない対象者に対しては可能な限り地域定着支援を導入する。 ・それが困難な場合は、できる限り緊急事態の発生を予防するための調整を行う。 (例えば、緊急時の対応方法について家族と事前に話をしておく、短期入所の体験利用※¹の調整を行う等) ・サービス等利用計画を作成する際に、緊急時の対応ができるような視点を持って作成する。 	<p>※¹ ここでいう体験利用とは、初めての短期入所は本人も受け入れ側も不安になるため、事前に短期入所の利用を体験しておくこと。</p>

(2) 「緊急時の受入れ・対応」の機能

① 「緊急時の受入れ・対応」機能の具体的な内容

短期入所等を活用した緊急時の受け入れ体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等必要な対応を行う機能

② 「緊急時の受入れ・対応」機能を担うことができる事業所とその役割

事業所	役割	備考
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者から緊急の連絡を受けたとき、必要に応じ短期入所等のサービスの利用調整を行う。 ・緊急時の対応は、短期入所や医療機関への入院に限らず、障害者の状態に応じて、訪問系サービスにより対応するなど、適切な対応を行う。 	
短期入所事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所や利用者等から緊急受入れ・対応の要請があった場合、できる限り協力する。 	

<p>訪問系サービス事業所 （居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護） 重度障害者等包括支援事業所 自立生活援助事業所 一般相談支援事業所 （地域定着支援）</p>	<p>・特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所や利用者等から緊急受入れ・対応の要請があった場合、できる限り協力する。 （例えば、相談支援事業所や利用者またはその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行う。）</p>	
--	--	--

（3）「体験の機会・場の提供」の機能

①「体験の機会・場の提供」機能の具体的な内容

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

②「体験の機会・場の提供」機能を担うことができる事業所とその役割

事業所	役割	備考
<p>特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 一般相談支援事業所 （地域移行支援）</p>	<p>・病院、施設からの地域移行や親元から自立したい旨の相談があった場合、必要に応じてグループホーム等の障害福祉サービスの体験利用の調整を行う。</p>	
<p>施設入所支援事業所 療養介護事業所 共同生活援助事業所 日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型） 短期入所事業所</p>	<p>・特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、地域移行支援事業所から体験利用の要請があった場合、できる限り協力する。</p>	<p>【体験に送り出す側】 （施設入所支援事業所、療養介護事業所、日中活動系サービス事業所） ・体験的な利用支援における地域移行支援事業所との情報共有や連絡調整を行う。また、利用者に対して体験的な利用支援を行うにあたり、相談援助を行う。 【体験を受け入れる側】 （共同生活援助事業所、日中活動系サービス事業所）</p>

		・特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、地域移行支援事業所から体験利用の要請があった場合、できる限り協力する。
--	--	---

(4)「専門的人材の確保・育成」の機能

①「専門的人材の確保・育成」機能の具体的な内容

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者などに対し、専門的な対応の体制確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

②「専門的人材の確保・育成」機能を担うことができる事業所とその役割

深谷市では、障害者基幹相談支援センターの業務により、医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した障害のある方を支援するための研修等を実施する。

(5)「地域の体制づくり」の機能

①「地域の体制づくり」機能の具体的な内容

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

②「地域の体制づくり」機能を担うことができる事業所とその役割

事業所	役割	備考
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・支援困難事例等について課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応する。必要に応じて協議会等※¹にも報告し地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を図る。 ※この機能については、深谷市自立支援協議会の相談部会に適宜出席することで、機能を担っているものと認める。 	※ ¹ 協議会等とは、深谷市自立支援協議会の相談部会とする。

3 申請により算定が可能となる加算について

(1) 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が対象の加算

①地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回

地域生活支援拠点等である事業所において、相談支援専門員が相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れの対応を行った場合（短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度）【報酬告示別表の16】

②地域体制強化共同支援加算 2,000単位/回（月1回を限度）

地域生活支援拠点等として位置付けられている計画相談支援事業所において、相談支援専門員が支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有を行い、他の福祉サービス等事業者と3者以上（※）で共同して協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、2,000単位/月の加算を算定できる。（利用者1人につき1月に1回を限度とする。）

※保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを提供する事業者うち3者以上（当該相談支援事業所を除く）【報酬告示別表の17の留意事項通知】

(2) 訪問系サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）が対象の加算（令和3年4月より新設）

緊急時対応加算 100単位/回（月2回を限度）

+50単位/回（地域生活支援拠点等で連携及び調整に従事する者を配置している場合）

各サービス計画に位置付けられていない支援を、利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合の加算。

(3) 自立生活援助事業所が対象の加算（令和3年4月より新設）

緊急時支援加算（I）711単位/日

+50単位（地域生活支援拠点等で連携及び調整に従事する者を配置している場合）

緊急時において、利用者またはその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に支援を行った場合の加算。

(4) 一般相談支援事業所（地域定着支援）が対象の加算（令和3年4月より新設）

緊急時支援費（I）734単位/日

+50単位（地域生活支援拠点等で連携及び調整に従事する者を配置している場合）

利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者またはその家族等からの要請に基づき、速やかに利用

者の居宅等への訪問または一時的な滞在による支援を行った場合に加算

(5) 短期入所事業所が対象の加算

地域生活支援拠点等に係る加算 100単位/日（利用開始日のみ算定）

地域生活支援拠点等に位置付けられ、連携及び調整に従事する者を配置している事業所が短期入所を行った場合の加算。（関係機関との連携及び調整に従事する者を配置し、重度障害者の緊急時の受け入れを行った場合には、さらに200単位を加算）

(6) 一般相談支援事業所（地域移行支援）が対象の加算

①障害福祉サービスの体験利用加算（「体験の機会・場の提供」の機能を担う場合）

障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、15日以内に限り算定

【報酬告示別表第1の4】

・初日から5日目まで 500単位/日
+50単位/日（地域生活支援拠点等で連携及び調整に従事する者を配置している場合）

・6日目から15日目まで 250単位/日
+50単位/日（地域生活支援拠点等で連携及び調整に従事する者を配置している場合）

②体験宿泊加算（「体験の機会・場の提供」の機能を担う場合）

一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に、体験宿泊加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を合計して15日以内に限り算定【報酬告示別表第1の5】

・体験宿泊加算（Ⅰ）

一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合

300単位/日

+50単位/日（地域生活支援拠点等で連携及び調整に従事している場合）

・体験宿泊加算（Ⅱ）

夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合

700単位/日

+50単位/日（地域生活支援拠点等で連携及び調整に従事している場合）

(7) 日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、）が対象の加算

①障害福祉サービスの体験利用支援加算（「体験の機会・場の提供」の機能を担う場合）

障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、15日以内に限り算定

【報酬告示別表第6の13】

・初日から5日目まで 500単位/日
+50単位/日（地域生活支援拠点等で連携及び調整に従

事する者を配置している場合)

- ・ 6日目から15日目まで 250単位/日
+ 50単位/日(地域生活支援拠点等で連携及び調整に従事する者を配置している場合)

②緊急時受入加算 100単位/日

※地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合の加算。

(8) 施設入所支援事業所が対象の加算

入所者に対し、通所サービスやグループホームの体験等、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合の加算【報酬告示別表第9の8の2】

① 地域移行促進加算 (I) 120単位/日

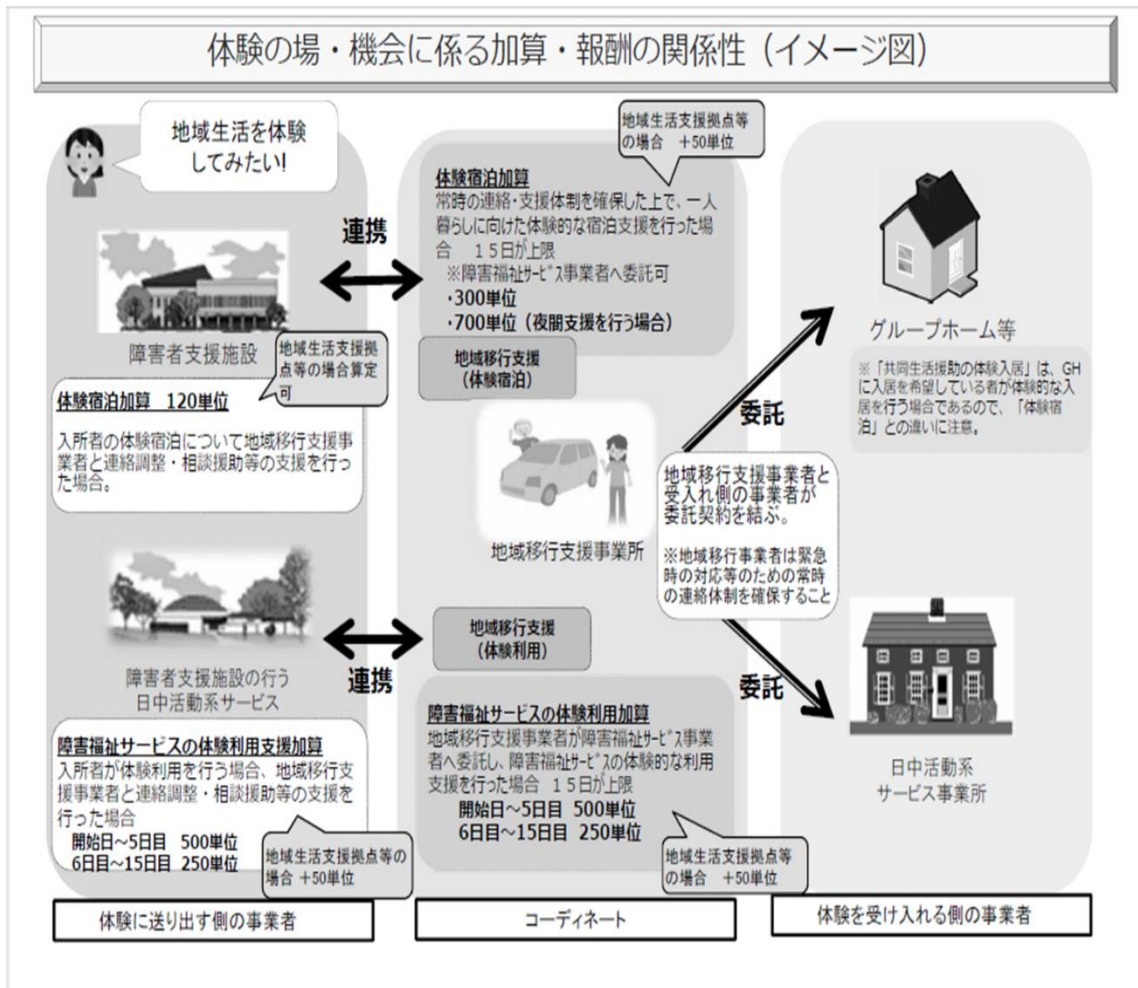
指定地域移行支援事業所との連絡調整を行い、施設利用者の宿泊体験を支援した場合

② 地域移行促進加算 (II) 60単位/日

施設利用者に対して、他事業所の見学や地域活動等(宿泊体験を伴わないもの)を支援した場合

(9) 体験の機会・場の提供に係る加算・報酬の関係性について

体験宿泊加算・障害福祉サービスの体験利用支援加算については下記のイメージ図のとおりとなります。【体験に送り出す側】は、体験宿泊加算・障害福祉サービスの体験利用支援加算を算定し、【コーディネート】を行う地域移行支援事業所は体験宿泊加算・障害福祉サービスの体験利用加算を算定します。【体験を受け入れる側】は地域移行支援事業所と委託契約を結んで対応します。



※（１）～（９）に掲げる加算の算定にあたっては、それぞれ別途厚生労働省が定める基準等により必要な記録を行うこととされていますが、３の（１）の②地域体制強化共同支援加算及び３の（３）の①障害福祉サービスの体験利用支援加算に関する記録につきましては、平成30年3月30日付け障障発0330第3号「地域生活支援拠点等の体験利用支援加算及び地域体制強化共同支援加算に係る様式例の提示について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に規定する様式例を掲載しますのでご活用ください。

4 申請の手続きについて

（１）事前協議

申請を検討される事業所は、予め事前協議書にご記入のうえ、障害福祉課まで相談してください。その際に、運営規程（その時点におけるもの）を確認させていただきまますので、ご用意ください。（写しでも可）

なお、申請にあたっては、次の項目等について事前に協議し、地域生活支援拠点等

の整備の方向性を共有するものとします。

- 【1】地域生活支援拠点等の整備状況の確認と整備促進における課題等
- 【2】実際に支援を行う場合の連携方法等
- 【3】拠点関係機関との連携担当者の配置
- 【4】整備状況の公表に係る周知方法等

※特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が申請を行う場合には、1の(1)、(2)、(3)、(5)の機能を担うことを運営規程に記載することが、申請の要件となります。

※短期入所事業所が届出を行う場合には、1の(2)、(3)の機能を担うことを運営規程に記載することが、申請の要件となります。

※地域定着支援及び地域移行支援の両方の指定を受けている一般相談支援事業所が届出を行う場合には、1の(2)、(3)の機能を担うことを運営規程に記載することが、申請の要件となります。

なお、地域定着支援のみの指定を受けている事業所については1の(2)の機能を、地域移行支援のみの指定を受けている事業所については1の(3)の機能を担うことを運営規程に記載することが申請の要件となります。

(2) 運営規程の変更

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる際に、運営規程にその旨の記載が必要となります。(参考資料2)

(3) 申請

事前協議ののち、添付書類を添えて障害福祉課へ申請書(要綱様式第1号)を提出してください。(参考資料1)

提出書類

- ① 深谷市地域生活支援拠点等事業所登録申請書(要綱様式第1号)・・・1部
- ② 機能を担うことを記載した運営規程・・・1部
- ③ 地域生活支援拠点等に関連する加算の届出(写し)・・・1部
- ④ 深谷市指定の事業所は、「申請書」(要綱様式第1号)と次の書類を市へ同時に提出してください。
 - ・「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」
 - ・「相談支援給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」
 - ・「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」
 - ・「変更届出書」

※埼玉県指定の事業所は、「深谷市地域生活支援拠点等事業所登録決定通知書」または「収受済みの申請書(写し)」を添付して体制届等を県へ提出する必要があります。

体制届等の添付資料等については、県へ確認してください。

※なお、深谷市指定の事業所は、加算を算定する前月の10日までに体制届の届け出

が必要です。埼玉県指定の事業所は、加算を算定する前月の15日までに届出が必要です。

(翌月1日から加算の対象となります。提出された月は対象となりませんのでご注意ください。)

※申請書の提出日は、機能を担うことを記載した運営規程の施行日以降としてください。

(4) 登録・通知

提出いただいた申請書を確認後、地域生活支援拠点等事業所名簿に登録し、深谷市地域生活支援拠点等事業所登録決定通知書(要綱様式第2号)及び収受済みの申請書(写し)を事業所へ送付します。

また、地域生活支援拠点等事業所はホームページ等で公表します。

※登録決定をした日付で、地域生活支援拠点等事業所名簿に登録します。

(5) 登録内容の変更について

登録内容に変更が生じた場合については、深谷市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書(要綱様式第3号)を提出してください。届出を受理後、その内容を審査し、深谷市地域生活支援拠点等事業所変更登録通知書(要綱様式第4号)により、事業所宛て通知します。

※深谷市地域生活支援拠点等事業所登録決定通知書(要綱様式第2号)には、地域生活支援拠点等に関連する加算の届出(写し)に基づいた加算の名称が記載されることとなります。

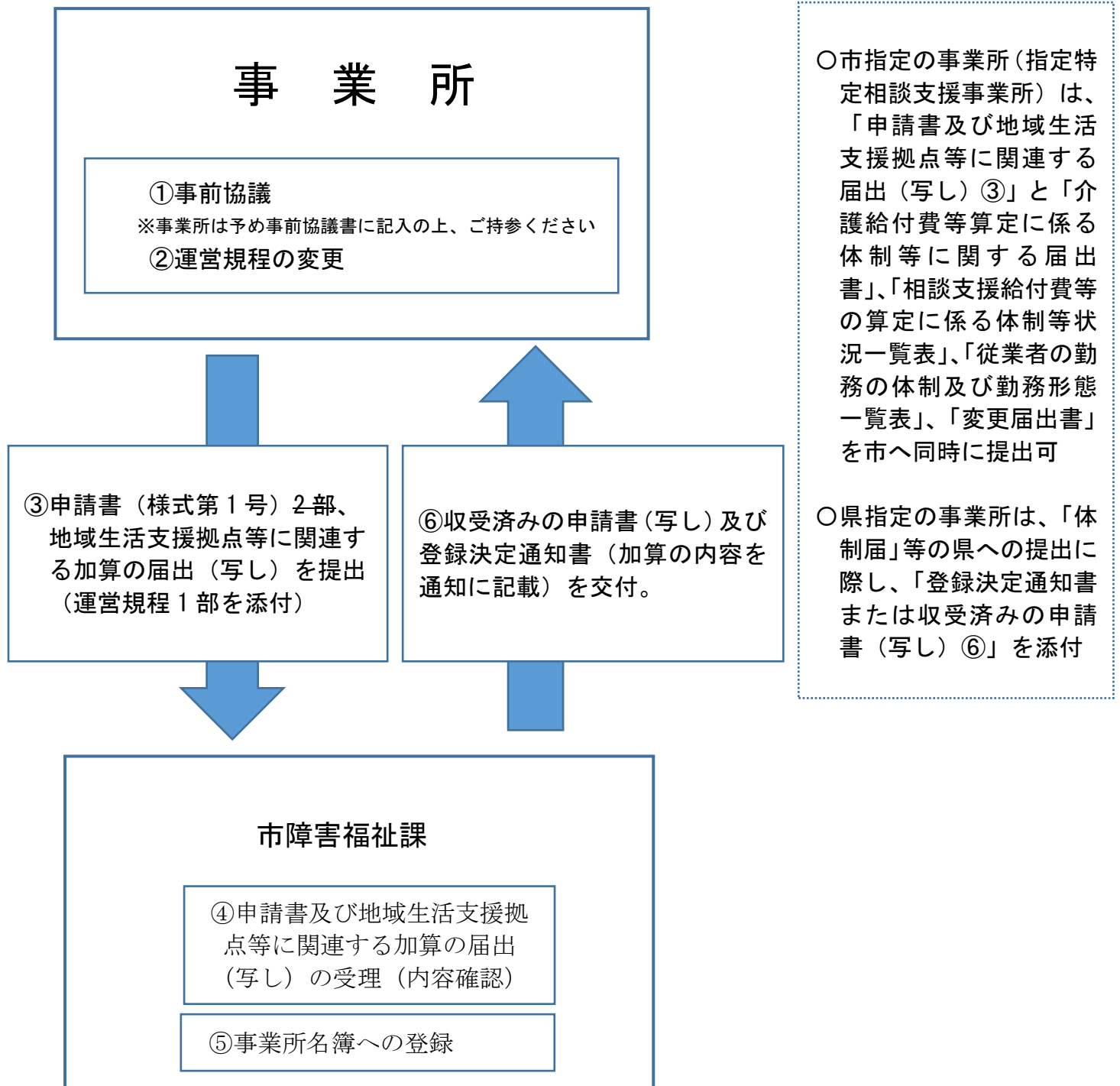
よって、請求する加算の内容等に変更があり、地域生活支援拠点等に関連する加算の届出を指定権者へ再提出した場合についても、変更届(様式第3号)及び地域生活支援拠点等に関連する加算の届出(写し)を提出してください。

その後、深谷市地域生活支援拠点等事業所変更登録通知書(要綱様式第4号)に変更のあった加算の名称を記載し通知します。

※なお、深谷市指定の事業所は、加算を算定する前月の10日までに体制届の届け出が必要です。埼玉県指定の事業所は、加算を算定する前月の15日までに届出が必要です。

(翌月1日から加算の対象となります。提出された月は対象となりませんのでご注意ください。)

深谷市における地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出の手順



地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の運営規程追加項目について

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として申請を行う際には、下記の項目を運営規程に追加してください。

※なお、以下に示す運営規程は記載例であり、各事業所の実態に応じた規程とし、内容を理解した上で作成してください。

運営規程の記載例	作成にあたっての留意点
<p>その他運営に関する重要事項 (地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)</p> <p>第〇〇条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等としての以下の機能を担う。</p> <p>(1) 相談 緊急時の支援の見込めない世帯を事前に把握・登録したうえで、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能</p> <p>(2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所等を活用した緊急時の受入体制等を確保したうえで、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等必要な対応を行う機能</p> <p>(3) 体験の機会・場の提供 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能</p> <p>(4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者などに対し、専門的な対応の体制確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能</p> <p>(5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能</p>	<p>※特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が申請を行う場合には、(1)、(2)、(3)、(5)の機能を担うことを運営規程に記載することが、申請の要件となります。</p> <p>※短期入所事業所が申請を行う場合には、(2)、(3)の機能を担うことを運営規程に記載することが、申請の要件となります。</p> <p>※地域定着支援及び地域移行支援の両方の指定を受けている一般相談支援事業所が申請を行う場合には、(2)、(3)の機能を担うことを運営規程に記載することが、申請の要件となります。</p> <p>※(4)専門的人材の確保・養成の機能について、障害者基幹相談支援センターの業務により担うものとしますので、申請の必要はありません。</p>